



カルミア

トータルサポート通信

編集発行

株式会社トータルサポート

〒854-0055
長崎県諫早市栗面町102-18
ネオシティKUREMOII102号
TEL. 0957(47)6152
FAX. 0957(47)6153

◆ 5月の税務と労務

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日
6日・振替休日

国 税	4月分源泉所得税の納付	5月11日
国 税	3月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	6月1日
国 税	9月決算法人の中間申告	6月1日
国 税	6月、9月、12月決算法人の消費税等の 中間申告 (年3回の場合)	6月1日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	6月1日
国 税	確定申告税額の延納届出による延納税額の 納付	6月1日
国 税	特別農業所得者の承認申請	5月15日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

取引かけこみ寺 代金の未払いや不当なやり直しなど、取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」が「取引かけこみ寺」へと名称変更されています。今年1月に「下請法」が「中小受託取引適正化法 (取適法)」へ改正されたことに伴うもので、名称は変わりましたが、公正な取引環境を守る役割はこれまでと変わりません。

金融商品取引法の改正

2026年の法改正における注目点の一つに金融商品取引法の改正があります。TOB(株式公開買付)と大量保有報告制度のルールが変わり、アクティビスト(物言う株主)やM&A(合併・買収)の動向、企業と投資家の対話のあり方に大きく影響するものとして注目を集めています。

今回の改正で何が変わるのか、どのような影響があるかなど、ポイントをおさえておきましょう。



1 概要

公開買付制度・大量保有報告書の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が2024年5月22日に公布され、その後、2025年7月4日に公開買付制度・大量保有報告制度の見直しに係る関係政府令等の改正等が公布・公表されています。

この改正法と改正令の施行日は2026年5月1日です。

2 主な改正内容

(1) TOB(公開買付制度)の見直し

① TOB義務基準の引下げ
TOBとは、一定以上の株式を取得して経営に影響を及ぼす場合に、広く株主に対して公開の買付けを行う制度です。
TOBは従来、議決権の3分の1(約33%)を超えて取得する場合に義務付けられていま

ましたが、この基準が2026年5月から30%超に引き下げられます。

これは、株主総会における実態が影響しています。会社分割や合併といった特別決議事項は、3分の2以上の賛成が必要、つまり、否決できる基準が3分の1のため、保有割合の基準と合わせていました。しかし、実際の議決権行使率は必ずしも高くありません。30%程度の保有でも事実上拒否権を行使できるケースが増えていました。諸外国でも30%とするケースが多く、形式上の基準と実際の乖離を是正する意味で、今回のような基準の引下げとなりました。支配権取得のハードルが低くなるため、国内企業買収・M&A実務に大きな影響を及ぼすと考えられています。

② 市場内取引もTOB規制の対象

これまで対象外だった市場内の立会内取引も、TOB規制対象となります。
従来、市場内取引では一定の透明性や公正性が担保されているという前提のもと行われてき

ましたが、市場内取引を通じて短期間に3分の1超の株式を取得し、実質的なM&Aを行う事例が増えているため、適用対象を拡大しました。経営に重大な影響を与えるのであれば、形式上は市場取引であっても公開性と情報開示を求めべきだとの考えが見直しに繋がりました。

市場内取引を規制対象としたことに伴い、形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族並びに買付者が特別資本関係を有する法人等及び買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員が除外されました。

③ TOB手続きの柔軟化

TOB期間中に対象者が配当を行う場合等に、TOB価格の引下げを行うことが可能となりました。

また、TOBの撤回事由を拡充しました。TOB開始日以降における買取防衛策の導入、TOBを通じた株券等の取得が法令違反(外国の法令を含む)となる場合等の事由が追加されました。TOB期間に関する規制、TOB撤回に関する規制等について、個別事案ごとに金融庁の

承認を得た場合には、規制を免除するとされました。

④ 公開買付届出書の様式の見直し

公開買付届出書の「買付け等の目的」欄の記載事項の明確化等、公開買付届出書等の様式の見直しが行われました。

(2) 大量保有報告制度の見直し

① 共同保有者の明確化

大量保有報告制度は、上場企業の発行済株式の5%超を保有する株主に対して情報開示を義務付けています。この際、複数の投資家が一定の関係をもちて株式を保有する場合「共同保有者」として保有株式を合算しなければなりません。

これまで、この「共同保有者」の範囲が不明確だったため問題とされてきました。具体的には、特定のテーマについて複数の機関投資家が協働で企業と対話するケースでも共同保有者に認定される可能性があります。開示の頻度が緩和される「特例報告制度」を利用できる機関投資家にとっては、共同保有者とみ

なされれば開示の負担が増えるため、投資家同士の対話や協働が委縮する原因となつているという指摘がなされてきました。

今回の改正では、重要な経営提案を目的としないことなど一定の要件を満たせば、共同で議決権を行使しても共同保有者に該当しないことが明記されています。具体的な内容としては、共同保有者に該当しないこととなるための要件の一つである「個別の権利の行使ごとの合意」とは、発行者の株主総会等ごとにする合意であつて、合意の対象とする当該発行者の株主総会等の議案を他の議案と明確に区別できるように特定し、かつ、当該議案に対する賛否を定めて共同して議決権を行使すること、の要件を満たす必要があると定められました。

また、「重要提案行為（経営に影響する提案）」の範囲が整理され、役員を選任を追加する等見直しが行われています。

② 共同保有者の範囲の見直し

役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合をみなし共同保有者に追加

するとされました。

③ デリバティブの取扱い

現金決済型エクイティ・デリバティブ取引について、大量保有報告制度の適用対象となるための要件、当該デリバティブ取引に係る権利を株券等の数に換算する方法に関する規定が整備されました。

④ 大量保有報告書の記載事項の明確化等

大量保有報告書の「保有目的」欄や「担保契約等重要な契約」欄等の記載事項の明確化、共同保有者間で引渡請求権等が存在する場合の株券等保有割合の計算方法の適正化等とともに、大量保有報告書の様式の見直しが行われました。

3 残された課題

日本市場特有の問題として指摘されてきたのが「ウルフバック（オオカミの群れ）戦術」です。ウルフバック戦術とは、複数の投資家が形式上は独立した立場を装いながら、実質的には連携して株式を取得し議決権を行使する手法です。

【典型例】

アクティビストAが先行して株を取得

その動きをみた（非公式に連絡を取り合った）ヘッジファンドB・C・Dが追随

◆ ◆ ◆
明確な契約がなく、議決権行使の合意を書面で残さないなど表向きは協調取得でも共同保有者でもないが、結果として、短期間で支配力に近い影響力を確保

今回の改正では、形式的な数字の変更にとどまらず、企業支配や投資家行動の実態を重視したものとされます。

しかし、ウルフバックのどこまでを協調取得・共同保有と捉えるかの線引きは、引き続き課題として残ります。企業と投資家の健全な関係構築に繋げるかが、今後の日本市場の成熟度を左右するといえます。

相続時精算課税制度

贈与があった場合、贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」があります。今回は、そのうちの相続時精算課税制度について、制度の内容や受贈者が先に死亡した場合の取り扱いについて取り上げます。

制度の概要

相続時精算課税制度は、贈与者から1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

この制度は、原則として60歳以上の父母や祖父母などから、18歳以上の子や孫などに対して、財産を贈与した場合に選択できます（年齢は贈与年の1月1日時点で判定）。制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出

書」を提出する必要があります。

この制度は、贈与者（父母や祖父母など）ごとに選択をすることができます（下図1参照）。相続時精算課税制度を選択する贈与者を「特定贈与者」といい、特定贈与者から贈与を受けるとる財産（以下「相続時精算課税適用財産」）については、選択をした年分以降すべてこの制度が適用され、暦年課税へ変更することができません。

贈与税額の計算

相続時精算課税適用財産については、制度を選択した年分以後、特定贈与者以外の者からの贈与財産と区分して、1年間に

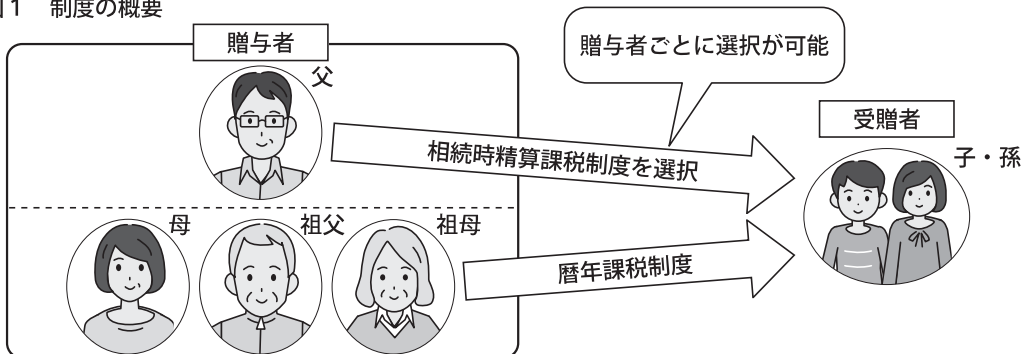
贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。

贈与税額は、特定贈与者ごとに1年間に贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額の合計額（以下「課税価格」）から、相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）と特別控除額（2500万円）を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて算出します。

ここで、同一一年中に2人以上の特定贈与者からの贈与を受けた場合、相続時精算課税に係る基礎控除額110万円は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格で按分します。

なお、令和5年12月31日以前の贈与に係る贈与税の計算については、相続時精算課税に係る基礎控除額の控除はありません。また、特別控除額は贈与をした人ごとに限度額が2500万円です。前年以前において既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額になり、贈与税の期限内申告書を提出した場合に限り控除することができます。

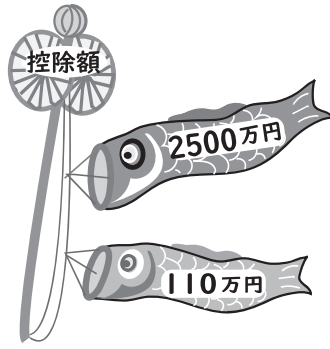
図1 制度の概要



※相続時精算課税制度を選択したら、暦年課税制度への変更は不可

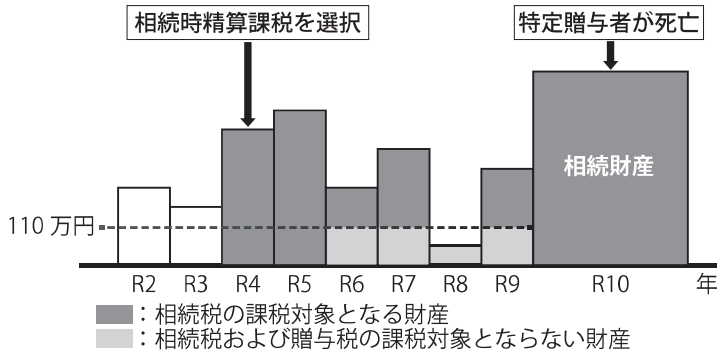
相続税額の計算

相続時精算課税を選択した受贈者に係る相続税額は、特定贈与者が亡くなった時に、その特定贈与者から贈与を受けた相続時精算課税適用財産の価額と、相続や遺贈により取得した財産の価額を合計した金額を基に計算した相続税額から、すでに相続時精算課税制度を適用して納めた贈与税相当額を控除して算出します。控除しきれない場合は、相続税の申告をすることによって還付を受けることができます。



相続財産に合算する相続時精算課税適用財産の価額は、原則として贈与時の価額とされています。

図2 相続財産に合算する相続時精算課税適用財産



ます。ただし令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）を控除した残額になります（左図2参照）。

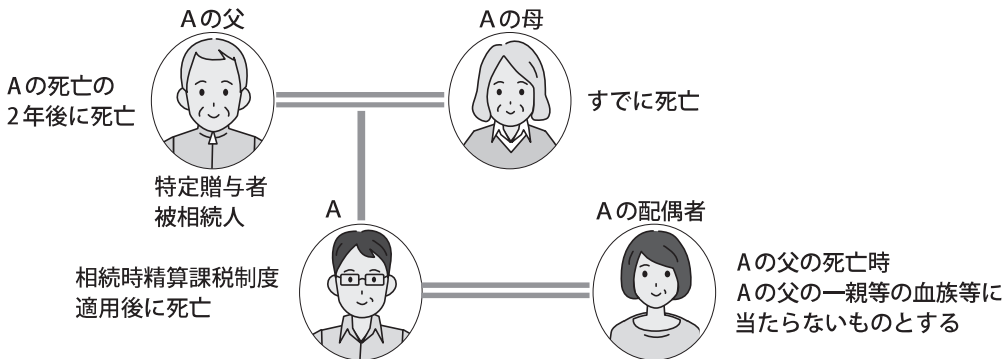
受贈者が先に死亡した場合

下図3のように、父からの贈与について相続時精算課税制度を適用したAが死亡した場合、Aの配偶者は、Aが相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う権利や義務を承継します。特定贈与者であるAの父が死亡した際、Aの配偶者が遺贈により財産を取得した場合は、Aの配偶者は次の2つの手続きをする必要があります。

- ① Aの父から遺贈により財産を取得したことによる申告
- ② Aが相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う権利や義務を承継したことによる申告

このとき①の手続きについては、Aの父が死亡した時においてAの配偶者はAの父の一親等の血族等に当たらないことから、相続税の計算において2割加算の適用があります。一方、②の手続きについては、Aが死亡した時において、AはAの父の一親等の血族に当たることから、2割加算の適用はありません。

図3 受贈者が先に亡くなった場合



メンタルヘルス不調に関する 労災補償と企業対応



業務量の増加や対人関係、顧客対応など、労働者のストレス要因は多様化し、メンタルヘルス不調による休業・離職、精神障害の労災認定の増加は、今や現場の喫緊の課題です。事後対応に追われる前に、不調の兆候を早期に捉え、業務負荷やコミュニケーション上の課題を是正する「予防」が重要です。本稿では、精神障害の認定基準と、評価の視点等を解説します。業務災害となり得る場面を把握し、職場での予防と再発防止につなげていきましょう。

一 労災等の動向

厚生労働省の調査によると、メンタルヘルス不調で連続1か月以上休業した労働者または退職者がいた事業所は、約13%の割合でした（令和6年労働安全衛生調査）。さらに、精神障害に関する労災補償も、近年は請求・支給決定ともに増加傾向が

続いています。同省が公表した「過労死等の労災補償状況（令和6年度）」によると、労災補償の請求件数は約3千8百件、支給決定件数は約千件でした。また、社会情勢の変化や労災請求件数の増加等を踏まえ、令和5年9月には「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正されています（以下「認定基準」）。

二 認定基準の位置づけ

認定基準は、精神障害が労災保険上「業務上」といえるかを判断するものです。医師の診察を受け、診断名が付いたことで直ちに業務上とされるのではなく、業務による心理的負荷と発病（または悪化）との因果関係を、一定の手順で評価します。

また、心理的負荷の強度は、本人の受け止め方（主観）だけではなく、同種の労働者（職種・立場・職責・年齢・経験等が類似する者）が一般的にどう受け止めるかという観点で判断されます。そのため、「出来事の内容・頻度・継続性」「労働時間」「指示・相談対応の経緯」を、後から説明できる形で整理しておくことが重要です。

三 認定要件の全体像

次の3つの要件をいずれも満たす対象疾病（※）は、業務上の疾病として取り扱われます。

- ① 対象疾病を発病している
- ② 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められる
- ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められない

※ 「精神及び行動の障害」に分類される精神障害であって、認知症や頭部外傷などによる障害及びアルコールや薬物による障害は除きます。

①・②を満たしても、業務以外の要因で発病したと明らかに認められる場合、業務起因性（業務と傷病等の間に一定の因果関係があること）は否定されず。

四 心理的負荷の判断

(1) 心理的負荷評価表
業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、「業務による心理的負荷評価表」（以下

「評価表」を用いて「弱・中・強」で評価し、総合評価が「強」となれば、前述の認定要件②を満たしたものとされます。

強：「特別な出来事」に該当する出来事が認められる。

中：出来事の経験頻度は様々であつて「弱」よりは心理的負荷があるものの強い心理的負荷とは認められないもの。

弱：日常的に経験するものや一般に想定されるもの等であつて通常弱い心理的負荷しか認められないもの。

(2) 特別な出来事に該当する例
「特別な出来事」は、「心理的負荷が極度のもの」と「極度の長時間労働」に類型されます。

① 心理的負荷が極度のもの
生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした（業務上の傷病による療養中に症状が急変し極度の苦痛を伴った場合を含む）。

・ 業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く）。

② 極度の長時間労働
発病直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間におおむね120時間以上の）時間外労働を行った。

(3) 特別な出来事以外の評価
「特別な出来事」として示されているもの以外であつても出来事に伴つて発生したと認められる状況や、出来事が生じるに至つた経緯等も含めて総合的に考慮して、心理的負荷の程度を評価することもあります。

「仕事内容・仕事量の大きな変化」と「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」を基に、評価視点の例を取り上げます。〔下表参照〕



まとめ

業務内容や量の急変、対人関係の摩擦、顧客対応のトラブルは、放置すればメンタルヘルス不調の引き金になり得ます。兆候を見逃さず、記録・相談・対応の仕組みを整えながら予防策を講じていきましょう。

【表】「仕事内容・仕事量の大きな変化」と「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」における評価視点の例

◆仕事内容・仕事量の大きな変化

単に忙しくなったという印象ではなく、業務の困難性、能力・経験とのギャップ、職場の支援・協力の有無、業務密度、責任、長時間労働の継続期間、勤務間インターバルの状況などを踏まえて総合評価する考え方が示されています。

「中」になり得る例	「強」になり得る例	予防の観点から
担当業務内容の変更や、初めて担当する困難な業務、損失・不具合対応等により仕事内容の大きな変化が生じた場合、また取引量の急増や担当者の減少等により、時間外労働がおおむね20時間以上増加し、1月当たりおおむね45時間以上となるなどの仕事量の大きな変化が生じた場合が挙げられています。	質的に高度かつ困難な仕事内容への変更で常時緊張を強いられる状態となった場合や、仕事量が著しく増加して時間外労働がおおむね倍以上、1月当たりおおむね100時間以上となるなど、休憩・休日の確保が困難なほど業務に多大な労力を費やした場合が示されています。	仕事内容や仕事量に変化がある場合、会社は「変更後に、量・質・責任などはどのようになったか」「支援状況・要員・期限はどうだったか」「勤務時間は大幅に増えていないか」などを注視し、必要に応じ軌道修正をしていくとよいでしょう。

◆顧客等から著しい迷惑行為を受けた（いわゆるカスタマーハラスメント）

評価表では、迷惑行為について、経緯や状況、内容・程度、相手方との職務上の関係、反復・継続など執拗性の状況、その後の業務への支障、会社の対応（有無・内容・改善状況）を評価視点として挙げています。また、著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等をいうとされています。

「中」になり得る例	「強」になり得る例	予防の観点から
治療を要さない程度の暴行や、人格・人間性を否定する言動、威圧的言動など著しい迷惑行為を受けたが、反復・継続していない場合が示されています。	著しい迷惑行為を反復・継続するなどして執拗に受けた場合、または迷惑行為が「中」程度であっても、会社が把握している（あるいは相談を受けている）のに適切な対応がなく改善がなされなかった場合が挙げられています。	「相手がお客様等だから仕方ない」で終わらせず、会社として何らかの対応（担当変更、出禁・取引停止、警察・弁護士等への相談その他の再発防止策を実施）を講じることが、業務災害の予防につながります。

ディズニーランドは高嶺の花?!

ディズニーランドの入場券は、1983年の開園当初は3,900円でしたが、2025年には最大10,900円となっています。日本経済新聞は、大人2人・小学生2人の4人家族の1日入場料が平均賃金の何日分にあたるかを示す「ディズニー入場料指数」を算出（1日当たりの平均賃金は厚生労働省のデータから試算）しています。開業当初、家族4人の入場料は計13,400円で、当時の平均賃金に対する指数は1.41日でした。

2021年から入場券の変動価格制を導入し、2022年にはアトラクションごとの優先搭乗券の有料販売を始めたことにより高単価化が進み、指数は2023年度に過去最高の1.92日に達しました。この平均賃金の約2日分という指数は、企業の賃上げ機運が高まり平均賃金は上昇に転じたものの、入場料等の引き上げが上回った結果といえます。

2026年1月に累計入場者が9億人を超え、日本人1人当たり平均7～8回来園している計算ですが、一家で来園する負担が高まりα世代（4～11歳）の足が遠のいています。この年代は、2024年度に360万人と10年間で31%減り、全体に占める割合も16.6%から13.1%に下がりました。一方、インバウンド客が拡大し、2024年度には421万人に達し、4～11歳の構成比を上回っています。また、資金力のある40歳以上の構成比率が2020年度に4～17歳を逆転し33.9%に上昇し、中高年が未成年を上回っています。

優先乗車券や土産品の代金なども含めると、1日の園内支出額は5～6万円にのぼり“高嶺の花”になりつつあります。ディズニーの魔法は特別な体験に対する素晴らしいもので、価格と体験のバランスが重要です。単純な値上げではなく、遊び場に格差が生まれないよう、今後は価格設定の多様化や新たなサービスの提供が、夢の国であり続ける鍵となりそうです。

水分のトリセツ

水分補給の基本は、主に食事から自然に摂取し、不足分は飲んで補うという考え方です。これまで、カフェイン入り飲料は利尿作用から水分補給には適さないと言われてきましたが、最近の研究でカフェインは摂取機会が増えると慣れてくる（耐性がつく）ため、排尿を促しにくくなり、水分補給に役立つ場合もあるとされています。一方、

アルコール飲料は利尿作用に加え、体内で分解される過程で水分を多く奪うので、飲水量にカウントできません。牛乳は血液量を増やすたんぱく質の材料を提供してくれることから、水分量の増加に繋がる飲み物です。ただし、アミノ酸が体温を上げてしまうので、熱中症の状態では禁忌とされています。日常的な水分補給は水やお茶でよく、脱水時はスポーツ飲料や経口補水液を活用しましょう。

「3分ドラマ」が活況

1話3分程度のショートドラマが、若者の間で広がっています。恋愛や復讐モノなどわかりやすい内容で、移動時間や昼休みなどスキマ時間に手軽に視聴でき、タイムパフォーマンス（タイパ）を重視するZ世代の支持を集めています。従来のテレビドラマは薄型テレビに合わせた横長の画角ですが、ショートドラマはスマホ視聴に適した縦型画面で配信されます。TikTokやYouTubeに慣れ親しんでいる若者には、受け入れやすくなっています。

ショートドラマの市場は、調査会社のYHリサーチによると、2031年に約11兆円と2024年比で約9倍に拡大する予測もあります。スタートアップのほか、NTTドコモなど大手企業も参入し、新興企業が相次いでいます。ビジネスモデルは、冒頭の複数話を無料にして続きは課金すると視聴できる形式や、月額料金で視聴できるサブスクリプション型です。続きを見たくなる仕掛けが欠かせません。